

令和 7 年 度

第 3 回上越市農業委員会総会 議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第3回上越市農業委員会総会 議事録

日 時：令和7年9月30日（火）午前9時30分～

場 所：市民プラザ 第3会議室

1 出席委員

<農業委員>

2番 綿貫	3番 竹原	4番 古川
6番 竹山	8番 小山	9番 吉村
10番 五十嵐	11番 笠原	12番 長瀬
13番 新井	14番 竹内	16番 清水
18番 田鹿	19番 中嶋	20番 篠宮
21番 大島	22番 飯塚	23番 佐藤
24番 松本		

<農地利用最適化推進委員>

高橋	倉石	高島	野島
笠原	荻原	小林	白滝
横田	平野	松苗	和栗
井部	藤村	中川	米川
秋山	平野	佐藤	小林
伊巻	上原	石野	常山
清水	野村	穂苅	

2 欠席委員

<農業委員>

1番 長井 5番 橋本 7番 滝沢 15番 牧繪 17番 高波

<農地利用最適化推進委員>

片桐 高島 高橋 小山 細谷 上原 福原
高橋 長野

3 職務のため出席した事務局等職員

<農業委員会事務局> 事務局長 栗和田 副局長 岩崎
次 長 秋山 主 任 竹中

<安塚区駐在室> 主 任 岩崎

<浦川原区駐在室> 主 任 中部

<大島区駐在室> 主 任 朝倉

＜牧 区 駐 在 室＞	主 任	樋口
＜柿 崎 区 駐 在 室＞	主 任	上田
＜大 潟 区 駐 在 室＞	主 任	太田
＜頸 城 区 駐 在 室＞	主 任	閨間
＜吉 川 区 駐 在 室＞	班 長	久保埜
＜中 郷 区 駐 在 室＞	副主幹	丸山
＜板 倉 区 駐 在 室＞	副主査	渡辺
＜清 里 区 駐 在 室＞	副主査	中条
＜三 和 区 駐 在 室＞	班 長	橋立
＜名 立 区 駐 在 室＞	班 長	高橋

4 付議した案件

＜議 事＞

議案第1号 農業委員の辞任の承認について

議案第2号 上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について

議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5 会 議

＜1 開会＞

【局 長】 ただ今から第3回農業委員会総会を開催します。本日はご多用中のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

事前に委員の皆様へ送付しました議案書を開いた一頁の次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

＜2 会長あいさつ＞

【局 長】 2の会長挨拶です。
古川会長、お願いします。

【会 長】 ≪あいさつ≫

【局 長】 ありがとうございました。
ここからは、上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、会議を進めます。

＜3 資格審査＞

【議 長】 それでは、議長を務めます。よろしくお願いいたします。
まず、3の資格審査です。

本日の出席状況は、在任委員数24名、出席委員数19名で、出席

委員が過半数であり、会議規則第7条の規定により、総会が成立していることを報告します。

なお、農地利用最適化推進委員につきましては、36名中27名の出席となっています。

<4 議事録署名委員の指名>

【議長】 次に、次第の4、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条の規定により、私から指名します。

議席番号12番 長瀬委員、議席番号14番 竹内委員の二人にお願いいたします。

<5 憲章唱和>

【議長】 次に、次第の5、憲章唱和を行います。

議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。

それでは、長瀬 委員読み上げをお願いします。

<6 議事>

【議長】 それでは、次第の6、議事に入ります。

議案第1号「農業委員の辞任の承認について」事務局の説明を求めます。

【副局長】 議案書をご覧ください。

議案第1号「農業委員の辞任の承認について」です。

橋本春美委員から辞職願が提出されました。辞職する日は遡る形になりますが8月31日、事由としては9月1日付けで就職することに伴い、就職先の服務規程において農業委員の兼職が認められないということでもあります。

その他、来年4月に任期満了を予定しておりますので、残任期間が8か月と短いことから欠員補充は行わないという形でご提案させていただきます。

参考として一番下に記載してございますが、農業委員会等に関する法律に委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができます。

なお、遡った形の承認となりますが、8月に総会がなかったため、直近の総会で承認していただければ手続き上問題ないと県の農業会議に確認させていただいたところですので。以上です。

【議長】 ただ今、説明がありました農業委員の辞任の承認について、質問等がありましたらお願いします。

【議長】 意見等が無いようですので、農業委員の辞任を承認することによってよろしいでしょうか。

【一同】 異議なし

【議長】 それでは議案第1号「農業委員の辞任の承認について」決定します。

【議長】 次に議案第2号「上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案第2号「上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。内容につきましては、別紙1に上越市農地移動適正化あっせん基準案をつけさせていただいております。

資料1から説明させていただきます。上越市農地移動適正化あっせん基準変更のポイントをご覧ください。変更の目的ですが、このあっせん基準につきましては、国の方で実施要領が示されています。上越市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴い、変更するものです。当市におきましては、合併前の14市町村ごとにあっせん基準が県の認定を受けていることから、このたびの変更において、既存の旧上越市のあっせん基準を全市統一のあっせん基準に変更するものとし、そのほかの旧町村ごとのあっせん基準は廃止とするということ考えています。

主な変更内容でございます。最初に(1)です。参考資料として農地移動適正化あっせん事業実施要領をつけさせていただいております。基本的にはこれに沿って文言を変更しています。新旧対照表をつけておりますが、こちらの下線部分に変更となります。

続いて(2)ですが、先ほど申し上げたとおり、市基本構想が変更になります。こちらの営農類型が変更になりますので、合わせて新旧対照表の別表のとおり変更となります。別表中に経営形態別経営基準面積というものがございます。これまでは合併前の旧14市町村ごとに経営基準面積は異なりましたが、実施要領においては、当該地域における農家の平均の経営面積以上が基準面積とされていることから、経営基準面積を全市一律に見直すものです。

2020 農林業センサスにおける上越市の総農家の経営耕地面積の平

均は 1.82ha となることから、経営基準面積を 1.9ha に設定したいと考えています。したがって、あっせんできる農業経営体の経営面積は 1.9ha 以上が基準となります。

また、水稲以外の作目や畜産経営に関する経営基準面積の算定に当たっては、畑・園芸用ハウス 10a 又は肉用牛・乳牛 1 頭当たりの「粗収益」を、水稲単一経営にける水田 10a 当たりの「粗収益」と比較し、換算したものをを用いることとします。

平成 14 年から変わっていなかったものを全市統一に見直していくという形になります。あっせん基準の変更について関係機関に意見照会するということになっておりますが、県、JA、土地改良区からは意見なしと回答を得ております。以上です。

【議長】 ただ今説明がありました上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について、ご質問や意見等がありましたら、お願いします。

【議長】 意見等が無いようですので、上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について、別紙 1 のとおり変更することよろしいでしょうか。

【一同】 異議なし

【議長】 それでは議案第 2 号「上越市農地移動適正化あっせん基準の変更について」別紙 1 のとおり変更します。

【議長】 次に議案第 3 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

【局長】 議案第 3 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」説明をさせていただきます。資料 2 をご覧ください。

農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応についてということで県農業会議から通知がありました。農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴事案が滋賀県でありました。また農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成、これは大阪府の事案です。こういった不祥事が続けて発生したということを受けて、農業委員会の総会において、法令遵守の申し合わせを決議して、議事録に残すようにと県農業委員会から依頼があり、今回総会に提案いたしました。

内容については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、公的な代表ということでもありますので、法令を遵守してもらうという

ことをお願いしたいと思います。

2つ決議文がございますので、読み上げさせていただきます。1つめ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2つめ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

法令遵守が叫ばれているところでございますので、今回議案とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【議長】 ただ今説明のありました、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、質問等がありましたらお願いします。

【議長】 全国の農業委員会の会長会議に出ますが、毎年どこかでこのような問題が発生しております。過去に上越でもありました。ぜひ法令順守をお願いしたいと思います。

質問等が無いようですので、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、別紙2のとおり決議することによってよろしいでしょうか。

【一同】 異議なし

【議長】 それでは別紙2のとおり決議することについて決定します。

【局長】 事務局からお願いです。10月26日に上越市長選挙、市議会議員補欠選挙がございます。いつもお願いしていて恐縮ですが、農業委員、推進委員の皆さんは、その地位を利用しての選挙活動は禁止されておりますので、よろしく申し上げます。

【議長】 続いて、次第7のその他に移ります。事務局から何かありますか。

【局長】 資料3をご覧ください。上越市内の農地の参考賃借料についてのチラシです。こちらについて説明させていただきます。

今年の1月から3年間適用ということで、市内平坦地域全域の参考賃借料を設定しているところですが、土地改良区の賦課金の関係ですが、これまでのチラシでは、賦課金については参考賃借料の経費に含んでいますという形で表記しています。今回ご存じの方も多いと思いますが、関川水系土地改良区のほうが来年から段階的に賦課金を上げ

るといふこともありまして、賦課金は原則耕作者負担と土地改良法で定められており、地域のよつては地主さんが賦課金を払っているケースもございませう。米価も上がっていることもあり参考賃借料1万円ということに懸念があるという声もいただいております。したがつて、水利費は生産費用に含めて算出していますので、それを考慮して賃借料を設定してくださいという呼びかけにならうかと思ひます。

米価が上がっていることで、参考賃借料自体見直した方がいいのではないかという意見を数件いただいております。今後農政部会の中で検討していきたくて思ひます。

次に米の基本方針についてです。一番大きく変わつてきたのが、令和6,7年の主食用米の需要量が当初674万トンだったのが、今回711、見込みで37万トン増えているという状況になっている一方で、令和7,8年の米の需要量の見通しですが、683万トンに設定していましたが、6月末の生産見込みが735万トンとなつており、生産量と需要量を差し引くと、8年6月の民間在庫量は198から229万トンと想定され、来年は主食用米が余つてしまふ事態も想定され、米価への影響が心配されるころです。

最後に研修会のチラシでございませう。参加したい方いらっしゃいましたら、二次元コードから申し込みいただければと思ひます。その他について、事務局から以上です。

【議長】 ただ今説明がありましたので、ご質問等がありましたらお願いします。

【高橋委員】 農家の方から小作料をどうすればよいか質問を受けることがある。農業委員としてどこまで言つていいものか。

【議長】 あくまで参考の賃借料である。地域によつても違いがある。

【局長】 米価があがっているので、問い合わせを受けることもある。地域の実情に合わせて対応いただければと思ひます。

【高島委員】 参考賃借料について時期をもう少し早く出すことはできないか。

【局長】 おっしゃるとおりです。早めの周知に努めたいと思ひます。

【議長】 それでは、予定した議案は全て終了しました。篠宮農政部会長お願いします。

【篠宮部会長】 11月の11,12日の視察研修ですが、現在22名の参加となっております。まだバスの座席に余裕がございます。参加ご希望の方は今週末までに事務局手塚さんの方に連絡していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】 最後に長瀬職務代理が閉会の挨拶をします。

<8 閉会>

【長瀬代理】 (閉会の挨拶)

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員